

令和8年3月愛荘町議会定例会会議録

令和8年3月23日（月）午前9時00分開議

議事日程（第5号）

- 日程第 1 議案第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第 5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算
日程第 4 議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第 5 議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 6 議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 7 議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第 8 議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8

~~~~~

- 追加日程第 1 諸般の報告  
追加日程第 2 同意第 4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について  
追加日程第 3 同意第 5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 4 同意第 6号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 5 同意第 7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 6 議案第20号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例  
追加日程第 7 議案第21号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例  
追加日程第 8 議案第22号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）  
追加日程第 9 議案第23号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）

追加日程第10 議案第24号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）

~~~~~

追加日程第 1 選挙第 7号 愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙について

追加日程第 2 選挙第 8号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 3 議提第 2号 アメリカ・イスラエルによるイランへの先制攻撃に抗議する決議

追加日程第 4 議提第 3号 委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 5 議提第 4号 議員派遣について

出席議員（12名）

1番 岡本志穂美君	2番 久山幸代君
3番 メンドーザ智子君	4番 久保田正利君
5番 小菅久宣君	6番 中川喜代和君
7番 澤田源宏君	8番 村西作雄君
9番 村田定君	10番 瀧すみ江君
11番 竹中秀夫君	12番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教育長	徳田寿君	教育次長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君	総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君	産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君
経営戦略課長 兼行革・DX推進室長	田中孝幸君	人権政策課長	藤野知之君
くらし安全環境課長	山本拓也君	福祉課長	川井美幸君
子ども支援課長 兼こども家庭センター長	増居志穂君	住民課長	楠真二君
税務課長	藤澤雅史君	農林振興課長	阪本崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	生涯学習課長	水谷徹也君

図 書 館 長 三 浦 寛 二

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。令和8年3月愛荘町議会定例会、5日目で最終日でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま村西作雄君から3月17日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元にお配りしました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。村西作雄君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第1、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、中川委員長。

〔教育民生常任委員長 中川喜代和君登壇〕

○教育民生常任委員長（中川喜代和君） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案可決。

審査経過。3月12日に教育民生常任委員6名の出席のもと、慎重に審査しました。

質疑の主なものは、国民健康保険料の県統一後の人間ドック助成について。次に、保険料水準が県内市町の平均ではなく、高水準であることについてであります。

討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対を表明します。

本議案には2点の改正内容があります。

1点目は、令和8年度の国民健康保険税の税率について諮問された国保運営協議会の令和8年度における納付金の決定額等を基に示された答申に基づいた引上げです。この引上げの背景には、2018年度から始まった国保の都道府県化があります。従来、市町村ごとに運営していた国民健康保険制度を都道府県単位に集約することで、自治体独自の保険料の軽減措置を抑制する狙いがありました。答申では、県の統一標準保険税と町の現行税率による保険税を比較すると、約1万8,000円の差額があり、令和9年度の保険税水準統一を見据え、段階的に保険税率を引き上げるとされています。県の保険税の統一化に向かって、国保加入者の負担増は毎年とどまることがありません。

2点目には、子ども・子育て支援納付金という新たな負担です。そもそも子育て支援は、社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。子育てのための財源は国の責任で行うべきです。国民健康保険加入者の約4割は年金生活者など無職、約3割は非正規労働者やフリーランス、請負労働者など低所得者層が多く占めています。国民健康保険税が加入者の負担能力を超えた切実な問題となっています。町が努力しても行き着かないところまで来ています。住民の負担を軽

減するためには、国民健康保険財政への国庫負担を増やすことが必要ということを訴えて、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第2、議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を原案可決。

2、審査経過。3月11日、総務産業建設常任委員6名の出席のもと、審査を行いました。

質疑の主なものは、団員の年間報酬額と出動報酬額の改定する団との協議について。報酬の改定により消防団の担い手不足が解消されるのかについて。火災時などの必要な出動団員数についてであります。

討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第5号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第3、議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算は、予算常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。予算常任委員会の審査報告を求めます。予算常任委員会、村西委員長。

〔予算常任委員会委員長 村西作雄君登壇〕

○予算常任委員長（村西作雄君） 予算常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月13日に総務産業建設部門、3月16日に民生教育部門の詳細な説明と質疑を行いました。

質疑の主なものは、総務部門では、選挙における電子投票の導入について。過去最大の予算規模となった要因について。蛍光灯製造終了に伴う施設のLED化の予定について。地域おこし協力隊の活動支援について。空き家バンク登録物件利用に対する

少子化対策事業について。防犯カメラの設置事業について。ごみの削減目標達成についてなどの質疑がありました。

産業部門は、町道愛知川栗田線道路改良工事の工期について。自治会が行う除雪作業に対する委託料について。ふるさと納税の返礼品について。地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金を広く住民が活用できる対応について。新規就農者育成総合対策事業費補助金の対象農業者についてなどの質疑がありました。

民生部門は、遠方分娩施設を受診する妊婦に対する助成事業について。こども誰でも通園制度の事業内容について。保育士の確保について。緊急通報システムによる通報時の対応について。地域共生社会2.0事業の内容について。避難行動要支援者名簿の自治会での活用について。高齢者通院支援助成事業のタクシー券の利用方法についてなどの質疑がありました。

教育部門は、学校の体育館の空調設備の設置について。フリースクールに通っている児童生徒への補助金の増額について。40分授業午前5時間制の事業内容の周知について。部活動の地域移行の見通しについて。給食のメニューや量などについてのアンケート実施についてなどの質疑がありました。

討論は、反対討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算に対し、反対を表明します。本議案は骨格予算とのことですが、その反対理由について、3点申し上げます。

1点目は、同和関連予算の存続についてです。2月13日で町政施行20周年ですが、いまだにコミュニティづくり推進事業補助金50万円を3地区だけに出している

す。旧町時代から同和関連予算が毎年支出されています。差別のない愛荘町を目指すなら、不公平な拠出はやめるべきです。3地区はいつまでも特別な地域として残ることになります。また、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会負担金76万6,000円についても、部落問題に特化した負担金であり、やめることを求めています。

2点目は、電子計算機運営事業についてです。電子計算機運営事業の事業概要に、自治体情報システムの標準化への対応、移行後のシステム運用があります。総務省は自治体情報システムの標準化への移行について、令和7年度末までを目指すとしていましたが、令和12年度末まで5年間延長しました。

これまでの移行経緯については、全額国費で処置され、自治体側から標準化のシステム運用経費が大幅に増加するとの懸念の声が上がっていることから、国は急遽、令和7年度補正予算で、補助率2分の1の国庫補助事業までつくりました。自治体情報システムの標準化の狙いは、自治体が持つ膨大な個人情報のデータを民間企業が利活用できる形にして開放することです。個人情報保護の観点からも重大な問題があり、そのためにも膨大な血税を投じ、自治体を振り回している政府の責任はマイナンバー制度とともに重大です。

3点目は、こども誰でも通園制度についてです。委員会でお聞きしてはいても、つくし保育園で保育以外の仕事が増えることになり、現場の負担はさらに増えることになります。こども誰でも通園制度で6か月から3歳までの子どもさんを1日6時間、週2回の保育を保育士1名で、ないし2名で当たるということになります。通っている子どもたちの保育と受入れされる子どもたちの保育に支障があるのではないかと懸念をするところです。また、慣れない環境に置かれる子どものストレスがあります。子どものためとってできた制度ですが、疑問を持つところです。こども誰でも通園制度は、子どもや現場の保育士の目線からつくられた制度ではなく、営利を主目的とした事業者が参入しやすい制度にする、そこに狙いがあります。これにより、今日まで進めてきた保育事業、そして子育て支援事業が大きく影響を受けることになります。根本的な解決は、保育士の配置基準を抜本的に改善し、親の就労にかかわらず、公が責任を持つ保育施設に入れる体制づくりをするべきだと、このことを訴えます。

本議案には、町民の利益につながる事業も数多くありますが、以上の3点を訴えて反対討論いたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第14号 令和8年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第4、議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を可決です。

2、審査経過。3月11日に総務産業建設常任委員6名の出席のもと、審査を行いました。

質疑の主なものは、令和8年度における事業の進捗目標について。予算の計上の仕方についてであります。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これにより議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第15号 令和8年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第5、議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第6、議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第7、議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、中川委員長。

〔教育民生常任委員長 中川喜代和君登壇〕

○教育民生常任委員長（中川喜代和君） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

審査経過。3月12日に教育民生常任委員6名の出席のもと、慎重に審査しました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、特定健康診査の受診者数を向上させるための施策について。レセプト点検事務の状況について。子ども・子育て支援についてであります。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、自治会におけるゆうゆう教室の取組状況と継続実施につながる町の働きかけについて、けんこうプールを活用した介護予防教室の実施について、あたまの健康チェック事業の内容についてなどであります。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

議案第16号、議案第17号、議案第18号の委員長報告に対する質疑、討論、採決はそれぞれ行います。

初めに、議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対を表明します。

令和8年度の当初予算において、国保の都道府県統一化で、令和9年度の保険税水準統一を見据えての保険税の引上げや子ども・子育て支援納付金制度の新設について反対します。

その反対理由は、議案第4号の討論で申し上げたとおりです。また、マイナ保険証を強引に推進するために、紙の保険証を廃止してしまった政府の姿勢を批判します。

お聞きしたところでは、国保加入者の約25%がマイナ保険証を取得してはいない

ので、令和8年度においても資格確認書のスムーズな送付を求めます。

また、議案第10号 愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）では3,045万円が財政調整基金に積み立てられています。この財政調整基金を保険税軽減やインセンティブにうまく使って、国保加入者の負担軽減や健康づくりに役立て、医療費の抑制につなぐ内容がありますが、その推進を求めまして、討論を終わります。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。6番、中川喜代和君。

○6番（中川喜代和君） 議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

市町は、県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し、賦課徴収を行うほか、資格管理や保健事業などを行っています。滋賀県における令和9年度を目標とした保険料水準の統一及び新たに子ども・子育て支援、納付金制度の創設により、令和8年度は保険税率の引上げが必要となりますが、町国保運営協議会の答申を尊重し、被保険者の負担を軽減することを目的に、財政調整基金を活用して税率を引き上げる予算編成がなされているとともに、税負担の公平化と保険税の収納率の向上に努められています。

保健事業は、第3期愛荘町国民健康保険保健事業実施計画及び第4期愛荘町国民健康保険特定健康保険審査等実施計画が中間年度を迎えることから、これまでの事業進捗の経過並びに分析を行う中間評価を実施することで、重症化予防、医療費の抑制、健康寿命の延伸のための特定健康診査の受診率の向上などの啓発や特定健診指導の充実に努められています。

また、基金の新たな活用として、被保険者の健康増進の観点から、後期高齢者医療制度移行前の74歳の人間ドック費用の助成金を令和8年度から一律2万円増額することで、健康管理と疾病の早期発見、早期治療を推進することで、生涯にわたる健康づくりを支援されます。

今後も、被保険者の医療費の抑制に向け、基金を活用した事業を進めていただくとともに、安定した事業運営と財政運営の健全化に努めていただくことを求め、本予算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましても、理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第16号 令和8年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対し、反対を表明します。

令和8年度、9年度の保険料率は、国の医療保険制度改革に伴う高齢者の保険料負担割合の引上げ、診療報酬の改定、出産育児支援金、激変緩和の終了等に係る負担増の影響は大きく、滋賀県後期高齢者医療広域連合で保有する給付費等準備基金を最大限活用し、保険料の上昇抑制は行ったものの、保険料（医療分）は上昇した。

さらに、令和8年度から子育て世帯を支える仕組みとして、子ども・子育て支援金が創設されたことにより、新たに子ども分の保険料の負担が発生することになったことにより、第9期保険料に比べ上昇したと予算の概要に書かれており、75歳以上の高齢者に重い負担の追い打ちをかける負担増が押しつけられました。

また、75歳以上のマイナ保険証の利用率は、昨年12月時点で32.53%ということでした。紙の健康保険証は3月末まで暫定措置として医療機関で使えることになっていましたが、厚労省はこれを7月末まで延長することを明らかにしました。使いにくい制度になっていることを政府も認めている表れです。紙の保険証の復活を訴えて反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。6番、中川喜代和君。

○6番（中川喜代和君） 議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

国では、医療保険制度の改革に伴う保険料負担割合の引上げや診療報酬の改正、出産育児支援金の激変緩和の終了等に関わる負担増の影響により、第10期、令和8年度、9年度の保険料率等が上昇することから、滋賀県後期高齢者医療広域連合で保険料の上昇抑制を行われたものの、保険料が上昇しました。

また、令和8年度から、子育て世帯を支える仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設されたことにより、新たに子ども分の保険料の負担が発生することとなりました。このことにより、第9期の保険料率に比べ上昇しますが、被保険者の増加、医療費の増加等によるもので、やむを得ない状況であります。所得が一定以下の人には、保険料の軽減措置などを講じるなど、被保険者に寄り添った制度運用に努められます。引き続き、滋賀県後期高齢者医療広域連合と一層の連携を図ることで、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と事業の円滑な執行に資するための予算が計上されているものであり、本予算の承認について賛成するものです。議員各位におかれましても、御理解を頂き、御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第17号 令和8年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に対し、反対を表明します。

令和8年度は第9期介護保険事業計画の最終年度に当たり、令和8年度中に第10

期介護保険事業計画が策定され、令和9年度からの介護保険料も決定されます。高齢者の実態を見極めた適切な保健福祉計画の策定と、負担増にならない介護保険料の決定を求めるところです。

介護保険制度における利用料は、介護保険創設時は全ての利用者が1割負担でしたが、現在は1割負担と一定以上の所得者には2割または3割負担です。利用料以外の費用、9割、8割、7割の部分に充てる財源は被保険者保険料50%と、公費負担が50%の割合です。

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加で、介護ニーズはますます増大していますが、被保険者の負担増には限界があります。介護保険制度を持続させ、被保険者の負担を下げるには、公費負担を増やすことです。そのために国が行うべきは、大企業や富裕層への行き過ぎた優遇税制を正し、税の累進性を回復する真の応能負担実現が不可欠であることを訴えて反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。6番、中川喜代和君。

○6番（中川喜代和君） 私は、議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

介護保険は制度開始から20年以上が経過し、制度も着実に定着してきました。今後は、保険料の上昇を抑えながら事業の継続を図っていくことが大きな課題となっています。そんな中、令和7年度は第9期介護保険事業計画の中間の年に当たり、高齢化率は緩やかに上昇を続けています。介護給付費は計画どおり推移しており、介護予防給付費は計画額より増額傾向となっています。これは愛荘町が力を入れている介護予防、健康づくりに関する取組の効果が出てきていると考えます。

特に、介護予防事業については、地域包括支援センターを中心に認知症予防に力を入れ、認知機能をチェックするあたりの健康チェックを実施、軽度認知症を早期に発見、認知症の重症化予防に努められたり、集落に出向いて、介護予防、健康づくりのためのゆうゆう教室や出前講座を開催するなど、創意と工夫で積極的な取組を実施していただいています。地域における住民中心の活動へとつながる事業を実施されていることは大変評価できるものです。また、介護保険料は住民負担の公平性を確保するため、制度の周知や納付相談など、積極的な取組がされているところです。

以下のとおり、本予算案は愛荘町の介護保険制度を円滑に運営し、高齢化福祉の向上に大きく寄与する内容であり、適切な予算であると認め、賛成いたします。

議員各位におかれましても、本予算決算認定に賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第18号 令和8年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第8、議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果。議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算を可決いたしました。

2、審査経過。3月11日に総務産業建設常任委員会6名の出席のもとに、審査を行いました。

質疑の主なものは、令和6年度末の水洗化率について。敷地面積が大きい企業等の受益者負担金への支援について。新たな下水道使用料の適用の開始時期について。下水道の計画区域外の家屋等の建設に対する規制について。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第19号 令和8年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま諸般の報告、同意4件、議案5件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、諸般の報告、同意4件、議案5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（河村善一君） 追加日程第1、諸般の報告を行います。町長。

○町長（有村国知君） 諸般の報告書の2ページをお願いします。

専決処分の処分事項の報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて、1、相手方、住所、氏名は記載のとおりです。

2、事故の概要。令和8年1月11日曜日午前11時頃、庁舎裏駐車場に職員が自家用車を駐車していたところ、駐車場に置いてあったごみ箱が強風により転がり、

車の前バンパーに接触し、破損したものです。

3、損害賠償金3万1,240円です。

以上、報告といたします。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、同意第4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、提案させていただきました同意第4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

このたび、現委員の黒川泰守氏が令和8年3月28日をもって任期が満了することから、再任をお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することからお願いするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

黒川泰守氏は、人格が高潔で、教育に対する意識も高く、令和4年3月に愛荘町教育委員に御就任いただき、愛荘町の教育理念、「人が輝き人が育つ未来を拓く愛荘の教育」のもとで、本町の教育の一層の向上にこれまで御尽力を頂いております。また、家業として飲食業を営んでおられ、地域経済や地域社会の動向を直接把握する視点をお持ちです。これにより、学校と地域社会の連携推進、学校運営の透明性確保、地域の多様なニーズへの対応力強化に寄与され、これまでの経験から貴重な御意見や御提言を賜っているところです。任期は令和8年3月29日から令和12年3月28日までの4年間でございます。何とぞ御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） 本案は、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第4号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第5号～同意第7号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、同意第5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから追加日程第5、同意第7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題、一括採決とし、愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、一括議題とし、質疑、討論を省略し、採決を一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、同意第5号から第7号について御説明をさせていただきます。

議案書3ページ、同意第5号から5ページ、同意第7号の議案は、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。懲戒審査委員につきましても、地方自治法施行規程第16条第4項及び第5項の規定に基づき、委員数は3名で、学識経験者から2名、職員から1名をもって構成することになっております。

委員の任期は2年であり、現在の委員が、令和8年3月31日をもって任期満了を迎えることから、このたび議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

3ページ、同意第5号について、武永 淳氏。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在、愛荘町職員懲戒審査委員会委員であり、5期目の再任をお願いいたします。

4ページ、同意第6号について、生駒英司氏。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在、愛荘町職員懲戒審査委員会委員長であり、9期目の再任をお願いいたします。

5ページ、同意第7号について、職員として陌間秀介氏を。住所、生年月日は議案書に記載のとおりをお願いいたします。

以上の3人を愛荘町職員懲戒審査委員会委員として選任することについて同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより同意第5号から同意第7号までを一括採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから同意第7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第6、議案第20号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 議案書の6ページをお開きください。

議案第20号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、議案説明資料で説明をさせていただきます。2ページのほうをお願いいたします。2ページです。

まず、改正の理由でございます。令和7年度の税制改正において物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するという観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。

介護保険の第1号被保険者、65歳以上の保険料においては、市町村民税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いていることから、今回の財政改正に伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6年～8年中）の保険料収入が減少する可能性があります。

そのため、計画期間中に想定していない保険料の収入不足を防ぐ観点から、介護保険の第1号被保険者65歳以上への保険料への令和7年度見直しによる影響を遮断するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨です。付則に次の5項を加えるものです。

令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例として、20から22項を、令和8年の保険料の算定に関する基準の特例として、23から24項を加えるものです。

施行期日は、令和8年4月1日からです。

3ページから9ページは新旧対照表となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第20号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

税制改正によって、所得税が減額となります。しかし、介護保険料はこれを反映せず、令和8年度は従来どおりにするとしての今回の条例改正が提案されました。この内容は国の決定ということもお聞きしていますが、所得税の減額を反映しないとの条例改正には賛成できないということを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第20号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第7、議案第21号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） それでは、議案書10ページを御覧ください。

議案第21号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

改正の趣旨の御説明をさせていただきます。説明資料10ページを御覧ください。

改正の理由は、まず非常勤消防団員等が消防作業等に従事し、死亡、負傷、疾病にかかる等した場合の損害補償額の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従い、本条例において定めております。

今回、一般職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されました。このことにより、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨につきましては、1、別表第1、補償基礎額表を階級、勤務年数ごとに記載のとおり改め、2、条例第5条第2項第2号の文中の最低額「9,700円」を「1万円」に、最高額「1万4,500円」を「1万5,000円」に改めるものです。

さらに、3、第5条第3項の見直しについては、1、補償基礎額の加算対象となっていた「配偶者」を除外し、2、加算額を表のとおり改めるもので、第1号（子）は「383円」を「433円」に、第2号～第5号（孫・父母・祖父母・弟妹・障害者）は据え置くものでございます。

施行期日は令和8年4月1日から施行するものです。

12ページから13ページは新旧対照表となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第21号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開、10時30分といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時27分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第8、議案第22号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書、令和7年度をお願いいたします。2ページでございます。

議案第22号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,099万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,446万5,000円とするものでございます。

2項でございます。歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が568万8,000円の追加。18款繰入金、2項基金繰入金1,530万8,000円の追加。

歳入合計といたしまして2,099万6,000円の追加となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。3款民生費2項児童福祉費、補正予算額が132万円の追加。

8款土木費2項道路橋梁費665万6,000円の追加、4項都市計画費400万6,000円の追加。

9款消防費1項消防費901万4,000円の追加。

歳出合計も歳入と同じで2,099万6,000円の追加となっております。

次、5ページ、第2表 繰越明許費補正。

3款民生費2項児童福祉費、事業名が物価高対応子育て応援手当事業で133万9,000円の繰越し。

9款消防費1項消防費、事業名が避難所環境改善事業で901万4,000円の繰越しとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第22号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第9、議案第23号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、補正予算書10ページをお願いいたします。10ページでございます。

議案第23号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

総則第1条、令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款下水道事業収益第2項営業外収益400万6,000円の追加、合計6億6,005万1,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費用第2項営業外費用400万6,000円の追加、計1億80万5,000円とするものでございます。

他会計からの補助金の補正、第3条、下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2億6,963万円とするものでございます。

上記の議案を提出させていただきます。

13ページ、14ページには予定キャッシュ・フロー計算書、15ページからは予定貸借対照表を添付させていただいております。

御審議のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第23号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第10、議案第24号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書（令和8年度）をお願いをいたします。2ページでございます。

議案第24号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,687万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億2,287万4,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、3ページをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の部からでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が2億4,106万3,000円の追加。

15款県支出金2項県補助金7,579万9,000円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金4,567万7,000円の追加。

20款諸収入5項雑入5,416万5,000円の減額。

21 款町債 1 項町債 8 5 0 万円の追加。

歳入合計といたしまして 3 億 1, 6 8 7 万 4, 0 0 0 円の追加となっております。

続きまして、4 ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正予算額が 2 億 9, 1 6 4 万 5, 0 0 0 円の追加。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 5 8 万円の追加。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 2 0 万円の追加。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 0 5 万 9, 0 0 0 円の追加。

7 款商工費 1 項商工費 6 0 0 万円の追加。

1 0 款教育費 6 項保健体育費 1, 0 3 9 万円の追加。

歳出合計といたしまして、3 億 1, 6 8 7 万 4, 0 0 0 円の追加となっております。

次に、5 ページでございます。

第 2 表の地方債の補正ということで、1、追加、起債の目的でございますけれども、脱炭素化推進事業債（総務）、限度額が 3 4 0 万円。

その下、脱炭素化推進事業債（民生）で 1 3 0 万円。

脱炭素化推進事業債（教育）で 3 8 0 万円の限度額となっております。合計 8 5 0 万円とさせていただくものでございます。

起債の方法と利率、償還の方法については変更ございません。

あと 1 4 ページから 1 6 ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番、村田定君。

○9 番（村田 定君） 概要の 3 1 ページ、令和 8 年度第 1 号補正のレガシー継承推進事業についてお尋ねします。

これもスポーツ振興ということで、アーチェリーのまち愛荘を推進し、地域活性化と交流人口を回るということで、私は、この一番評価したいのは、8 年度から中学校の祝祭日の部活動が地域移行になります。その受皿として構築しようという内容でございますので、この点は大変いいのではないかなと。また、財源もしっかり確保されていますし、これにつきまして、いつぐらいからスタートできるのか、具体的な計画をお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○生涯学習課長（水谷徹也君） ありがとうございます。いつ頃からというような御質問でございますけれども、私も本町が今後、アーチェリーのまち愛荘町と言われるような継続的な取組、また交流人口の拡大、そしてスポーツ振興にもしっかりと取り組めるまちづくりを目指してまいりたいと、このように考えているところでございます。

そのためには、まずは専門的知見を有する方の雇用を4月以降、きっちりと確保させていただきまして、次年度早々にでもアーチェリー強化育成事業に加え、部活動の地域移行の受皿の確保に向けて、今後もしっかりと取組を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。引き続き、議員の皆様にも、本事業に対し、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

御意見、誠にありがとうございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。8番、村西作雄君。

○8番（村西作雄君） 8番、村西です。

今回の1号補正で、本庁舎、支所のLED化の設計業務委託料387万7,000円、給食センターは428万2,000円、川久保総合センターは59万8,000円、山川原地域総合センターも59万8,000円、長塚地域総合センター38万4,000円、合計しますと973万9,000円と、1,000万近い設計委託料が出ているわけでありまして、この事業につきましては、脱炭素推進事業債を活用するということで、計画的に施設のLED化をするのは大変結構なことだと思うんですけども、これら予算が5か所で見られていますけれども、それぞれの事業所ごとに設計委託料を入札するのではなくて、総額973万9,000円というような大金ですので、事業を一本化して一括入札をしたほうが経費的には相当安くなるのではないかなというふうには考えるんですけども、それについての所管の考え方を求めておきます。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 御意見ありがとうございます。基本的には、また検討のほうさせていただくんですけども、各所属がそれぞれ責任を持ってやっていただくということが大前提となってございます。それと工事の時期、工期等も含めてですけども、それぞれいろんなパターンが考えられますので、そういったところも含めて今後考えていく必要あるかなというふうには思っておるところでございます。

○議長（河村善一君） 8番、村西作雄君。

○8番（村西作雄君） 今、答弁聞かせてもらいましたけれども、もうひとつ明確な考え方が示されていないのではないかなというふうに思います。私は、経費面からすると、それぞれ所管が小さなお金の設計委託を入札するにしても、大きなまとめたお金で一括で入札したほうが、そして予算は各所管が持っている予算を拾い上げていく、そういった手法をこれからしていかないと、手間も全部各原課がやっていくとなると相当大変な労力になると思います。例えば、経営戦略課が一括で入札して、各科目から予算を集めて執行すると。そういった手法もこれから進めていかないと、原課、原課というばかりでは、これからは経費節減のことからすると、十分そういったことは今後の町政運営でも進めていかないといけないのではないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） いろいろありがとうございます。体制等も含めて見直す必要もございますので、難しい部分はございますけれども、全協のほうでも、所属のほうがお答えさせていただきましたように、合札して入札は可能なかなというところがございますので、そういったところも含めて今後考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（河村善一君） 9番、村田 定君。

○9番（村田 定君） 概要の4ページの上から上段3段目なんですけど、140万円の近江鉄道利用者の通学定期購入に係る費用の件ですが、これは何名ぐらいおられて、単価はどのようになっていたのでしょうか。教えていただけますか。

○議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） これに関しましては、物価高騰対応ということで、事業のほうを上げております。

人数につきましては、近江鉄道の利用者130人に対して1万円で130万円、バスの利用者10人に対して1万円の10万円、合計の140万円で積算のほうをしております。

○議長（河村善一君） 9番、村田 定君。

○9番（村田 定君） これは上下分離になりまして2年過ぎました。去年、上下分

離方式になって初めての近江鉄道の決算で5,600万の黒字を出し、26年の3月は6,800万円の黒字が見込まれているというふうな報道もありました。やはり5市5町が上下分離方式になって支援しているおかげで、近江鉄道は一気にこのような黒字になったというふうに思うんですけども、やはり行政のほうで5市5町がこういう負担もせないかんと思うんですけど、やっぱり近江鉄道にもしっかりと努力をしていただく、企業努力をしていただくという方向をひとつ指導していただきたいなど。3月から近江鉄道もICカードのICOCAを導入されて、乗り降りが非常にしやすい、乗り継ぎがしやすいような方向を考えておりますが、やはりもっともっと努力していただきたいと思うんです。維持管理費、沿線自治体の負担に支えられており、経営の安定化に向けて、近江鉄道は大いに利用額の増加を図っていただきたい。日本でも一番高いと言われているこの鉄道ですので、そこはやはり利用者を増やす意味にも、そういう5市5町が協力しているんやから、近江鉄道ももっともっと汗をかいて、一気に今、31年間赤字やったのが一気に黒字になっているわけですから、ここからはもう利用者に対する還元、だからできれば運賃の値下げとか、そういったことも5市5町の中で働きかけていただけないのか、その点をお尋ねします。

○議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 近江鉄道の利用促進という部分でございます。昨今の物価高騰につきましては、やはり住民様だけでなしに近江鉄道株式会社等も列車の運行等に影響を受けているというようなところもあるかというところでございます。そういった中で今、御提案ありました運賃の値下げという部分ですけれども、近江鉄道につきましては、2019年の消費税導入時に料金改定をして以降、料金のほうは変えてないというような状況でございます。近江鉄道の上下分離以降、目指すところについていいますと、近江鉄道線の安定的な運営という部分が一番になってくると思います。

今、10市町、県、近江鉄道と協議している中では、値下げという議論でなしに、いかにその利用者を増やしていくかというところがまず一番になってくるかというところで、様々、近江鉄道株式会社も含めまして、イベントであったりとか割引であったりと、そういったところで普段利用のない方に利用していただいて、利用促進を図っていくというところで、10市町、県、また近江鉄道も様々なところでアイデアを出しつつ、近江鉄道の安定的な運営を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第24号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま選挙2件、議提3件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙2件、議提3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選挙第7号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第1、選挙第7号 愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙についてを議題にします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議御ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に三浦勝治さん、飯島滋夫さん、大橋靖子さん、居島惣偉智さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員に青木藤一郎さん、大辻登代子さん、久保田貢さん、濱中千賀子さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。ただいま指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

◎選挙第8号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第2、選挙第8号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題にします。

この広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により、関係市町の議会の議員並びに長及び副市町長のうちから、各関係市町の議会において1名を選挙するとなっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により

指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議御ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長、有村国知君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました有村国知君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました有村国知君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました有村国知君が議場にいますから、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議提第2号 アメリカ・イスラエルによるイランへの先制攻撃に抗議する決議を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。10番、瀧 すみ江君。

〔10番 瀧 すみ江君登壇〕

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議提第2号のほうを提案説明をさせていただきます。追加議事日程の4ページを御覧ください。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。朗読いたします。

議提第2号、令和8年3月23日、愛荘町議会議長、河村善一様。

アメリカ・イスラエルによるイランへの先制攻撃に抗議する決議。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、瀧 すみ江。賛成者、同上。

では、次のページ、5ページを御覧ください。

アメリカ・イスラエルによるイランへの先制攻撃に抗議する決議。

令和8年2月28日、アメリカとイスラエルはイランに対する大規模な先制攻撃を開始しました。この武力攻撃は武力行使を禁じた国連憲章と国際法を乱暴に蹂躪する無法な先制攻撃で、国連をはじめ世界中から批判の声が起こっています。その上、主権国家の最高指導者を殺害し、体制転覆を公然と呼びかけています。いかなる理由があろうと、独立した主権国家の最高指導者を殺害する権利は与えられていません。

これに対し、イランは報復攻撃を開始しました。この戦争による多数の死傷者が出ており、罪のない子どもを含む多数の民間人が犠牲になっています。

よって愛荘町議会は、アメリカ、イスラエルによるイランへの先制攻撃に断固抗議し、戦争反対を表明します。加えて、「国際法に基づく話し合いによる外交」を行い、平和的解決を要求します。

以上、決議する。

令和8年3月23日、滋賀県愛荘町議会。

付け加えますけれども、アメリカとイスラエルのイランへの先制攻撃により、多くのイランの小学生が殺されています。私たち自身の上に置き換えてみてください。子どもが朝元気に学校に登校したのに亡くなって帰ってきた。こんなことは絶対に起こってはならないことです。正しい戦争など一つもありません。戦争反対の声を地方から上げていただきたい思いでこの決議を提案します。

皆さんの御賛同をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議提第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、議提第2号 アメリカ・イスラエルによるイランへの先制攻撃に抗議する決議は、否決されました。

◎議提第3号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第4、議提第3号 委員会閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第3号 委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

◎議提第4号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第5、議提第4号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第4号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（河村善一君） 町長、閉会の挨拶。町長。

○町長（有村国知君） 令和8年3月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申し

上げます。

今議会に提案させていただきました人事案件6件、承認案件1件、条例案件9件、令和7年度補正予算案件8件、令和8年度当初予算及び補正予算案件7件の計31件につきまして、御議決を頂き、誠にありがとうございました。

愛荘町の将来に向けて重要となる令和8年度事業については、年度当初からの着実かつ迅速な執行に努めてまいるとともに、総合計画に掲げる重点戦略プロジェクトのアクションプランとなる第3期愛荘町みらい創生戦略に基づく「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの柱を軸に、令和8年度に重点的に取り組む施策とさせていただきますところですので。また、3期目を担わせていただくに際し、引き続き未来志向で建設的なまちづくりに努めさせていただきたいと存じます。

先般の町長選において掲げました4つの取組に関しましても、世の宝である新しい命、子育て世代、健康を主体的にお守りを頂く方々に向けて、そして住民の皆様を主体に置いたメッセージでありますので、しっかりとお届けしてまいりたいと存じます。

今後とも議員の皆様をはじめ、住民の皆様にはみずみずしい町の発展、明るい未来に向け、一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（河村善一君） これをもって、令和8年3月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦勞さまでございました。

閉会 午前11時05分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 3 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 4 番